

議案参考資料

[令和8年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係(担当)]

健康長寿課 介護管理給付係

議案名

議案第19号 桐生市介護保険条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

令和7年度税制改正において給与所得控除の見直しがされたことによる介護保険料の算定への影響に対応するため、介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

概要

介護保険制度の第1号被保険者の保険料については、市民税課税の有無や合計所得金額を算定基準としていることから、令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額が、従来の55万円から65万円へと引き上げられたことによる保険料算定への影響を防ぐため、令和8年度の介護保険料の算定に限り、以下の措置を講じます。

1 合計所得金額の調整

給与収入が55万1千円以上190万円未満の者について、介護保険料の算定基準となる合計所得金額を税制改正前と同額となるよう調整します。

2 市民税の課税・非課税段階の判定についての特例措置

市民税の課税・非課税段階の判定について、税制改正前の基準に基づいて計算する特例措置を講じます。

(施行期日：令和8年4月1日)

背景・経過

介護保険制度は、平成12年4月の制度開始から3年ごとに国の制度の見直しがなされ、それに合わせて介護保険事業計画を作成し、事業の見込みや保険料の見直しを行ってきました。

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、3年間の介護保険事業運営期間に保険者市町村単位で設定することとされており、第1号被保険者の人数、要介護認定者数、各種サービス利用者数に応じて、3年間の介護給付費見込みから推計し、保険料を定めています。

今回、令和7年度税制改正による第9期介護保険事業計画中(令和6~8年度)の保険料収入への影響を可能な限り防ぐ観点から、令和7年12月17日に介護保険法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第420号)が公布され、令和8年4月1日から施行されます。